

譲 渡 性 預 金

2019年12月 1日 現在

1. 商品名 (愛称)	・譲渡性預金
2. 販売対象	・個人および法人もしくは団体のお客さま
3. 期間	・この預金には、払戻に関する期間の定めがございます ・満期日指定方式：2週間以上5年以内 (ただし、満期日が休日となる期日は指定できません)
4. 預入 (受入) (1) 預入 (受入) 方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・5,000万円以上 (ただし、地方公共団体等については1円以上) ・1円単位
5. 払戻 (受取) 方法	・満期日以後に一括してを支払います
6. 利息 (1) 適用利率(利率表示場所) (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・固定金利 (預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します) ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います ・預入期間2年以上のものは中間利払日 (預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日) 以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率 (約定利率) により計算します ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします
7. 税金	・最終保有者によって取扱いが下記の通りとなります 個人→20%の分離課税 非課税法人→非課税 法人→20%の源泉徴収 ※個人の利息には、2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります
8. 中途解約の取扱い	・満期日前の解約はできません
9. 手数料	—
10. 付加できる特約事項	—
11. 金利情報の入手方法	・窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部 (9時～17時、電話:0800-080-5100)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話:03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所 (9時～17時、電話:03-3517-5825) にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申し出いただくことも可能です。

	<p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
13 . その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の預金と異なり、第三者に譲渡できません ・満期日以後は、利息は付きません ・預金保険制度の付保対象外預金です

(譲渡性預金)